

改訂の方向性(案)

令和8年3月

国土交通省上下水道審議官グループ

1. マニュアル改訂の基本的な方向性

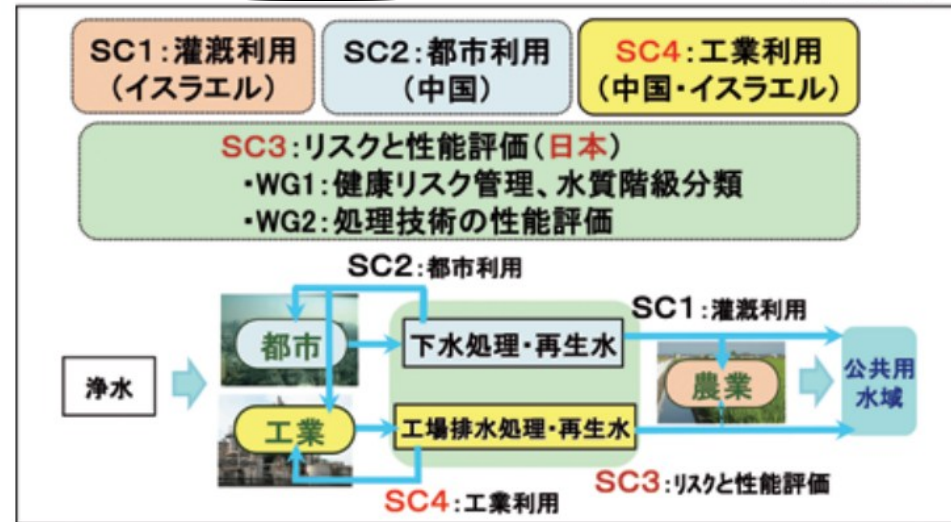
基本的には、現行マニュアルの構成・内容に準じる形とするが、現行マニュアル発刊時（平成17年度）以降の動向やISO/TC282の内容を反映させる。

国内状況

- 平成17年度以降、国内の各地域において下水処理水の再生水利用が行われており、好事例やトラブル事例等が多く集積している。
- 水質汚濁防止法における排水基準の改定：大腸菌群から大腸菌へ変更されたが、再生水に対する基準の変更がなされていない。
- ISOの策定に対し、国内での基準等の対応が求められている。

ISO/TC282策定状況

():提案国



本マニュアルへの反映内容 (資料4 目次案と変更内容 参照)

○大腸菌群数⇒大腸菌数 への変更

○ISO/TC282の規格のうち、本マニュアル範囲内の利用用途（基本的に、水洗用水、散水用水、修景用水、親水用水）に関連する事項の追記・補完

○第1回検討会におけるご意見対応（次頁以降に示す）

2. マニュアル改訂の方向性・ご意見対応(1)

●第1回検討会のご意見を受けた対応案を以下に示す。

(1) ISO/TC282における必須 (shall)と推奨 (should) の違いについて、本マニュアル内で分かるようにする。(資料5 本マニュアル箱書き案 参照)

- ・TC282規格では、ほぼ推奨(should)表記である。
- ・ISO/TC282の内容を参考に、箱書き部分において【必須】、【推奨】の別を明記する。
- ・本文中でも「～すべきである。」、「～することが望ましい。」を明確化する。

(2) 新技術や好事例・高レベルの取組について紹介し、他都市における導入時の参考とできるようにする。

- ・現行マニュアル、ISO/TC282では、具体的に処理技術・検査方法・リスク評価方法等が規定されていない。
- ・本マニュアルでも具体的な技術等を規定しないが、新技術・高レベルの取組事例の紹介を行い、未導入の自治体においても、導入検討や推進の判断材料として活用できる内容とする。

- ・取組事例は、主に事例集・本文コラムを設けて紹介
- ・事例から導入検討～運用における留意事項を本文あるいはコラムとして記載
例)処理場本体における能動的運転を行っている場合、処理水中アンモニア性窒素濃度が高い場合の再生水質への影響や対応方法
- ・技術や検査方法、評価方法等については、諸元等の数値は参考資料を紹介
例)温室効果ガス排出量の算定は、「下水道における地球温暖化対策マニュアル」を参照

2. マニュアル改訂の方向性・ご意見対応(2)

(3) ISO/TC282において記載のある水質等級の位置づけ等については、検討会において扱いを審議する。

・ISO/TC282において水質等級として、以下が示されている。

高：(二次処理後)ろ過と消毒

中：二次処理と消毒

普通：二次処理や安定化

・日本では、下水処理水の放流段階でほぼ「中」であり、再生水ではろ過工程を持つものが多いため、「高」に分類されるものが多い。

⇒本マニュアルにおける分類の可否、分類を記載する場合の記載方法については、第3回以降の検討会にて審議頂く。